ヌーヴェル赤羽台コミュニティ活動拠点「Hintmation」借受人及び運営者募集について

独立行政法人都市再生機構（以下「当機構」という。）は、（東京都北区）で、コミュニティ活動拠点借受人及び運営者の公募を行うこととしましたので、お知らせいたします。

募集概要

	団地名	ヌーヴェル赤羽台　　別図1周辺案内図	
	交通	JR 埼京線（りんかい線直通）・JR 京浜東北線・JR 湘南新宿ライン・JR 宇都宮線・JR 高崎線 「赤羽」駅下車、徒歩 6～11 分 東京メトロ南北線・埼玉高速鉄道「赤羽岩淵」駅下車、徒歩 11～17 分	
	施設等概要	名称	Hintmation
		所在地	東京都北区赤羽台ヌーヴェル赤羽台 15 号棟 1 階　別図2配置図
		貸与範囲	別図3平面図、立面図、断面図に示す範囲
	契約形態	使用貸借契約	
	契約期間等	3 年間を基本とする（更新あり）	
	利用用途	コミュニティ活動拠点の管理・運営。 ※当機構と協議の上決定する団地の価値向上、地域の課題解決及び団地内コミュニティの活性化に資する活動等を実施いただきます。	
	募集・申込要領 配布期間	令和8年 11 月 18 日（水）～令和8年 12 月9日（水） ＊土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前10時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで ※募集・申込要領配布時に、別紙秘密保持に関する確約書をご提出いただきます。	
	募集・申込要領 配布場所等	配布方法は、事務局での直接受取りとします。 事前に来社日時を事務局へご連絡の上、お越しください。	
	申込方法	所定の企画提案書及び必要書類を作成し、事前に事務局へご連絡の上、直接持参にてお申し込みください。詳細は募集・申込要領をご確認ください。 ≪申込書の受付期間≫ 令和8年 11 月 19 日（木）から令和8年 12 月9日（水）まで 土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前10時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで	
	事業者の決定方法	企画評価点による	
	決定日	令和8年 12 月 25 日（金）	
	契約日	令和9年1月8日（金）までに締結	
お問い合わせ先 （事務局） （募集・申込要領配布） （申込）		〒130-0022 東京都墨田区江東橋 4-26-5　東京トラフィック錦糸町ビル9階 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部東京エリア経営部エリア計画課 電話：03-6907-0936 ＊土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前10時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで	

別図 1

○周辺案内図

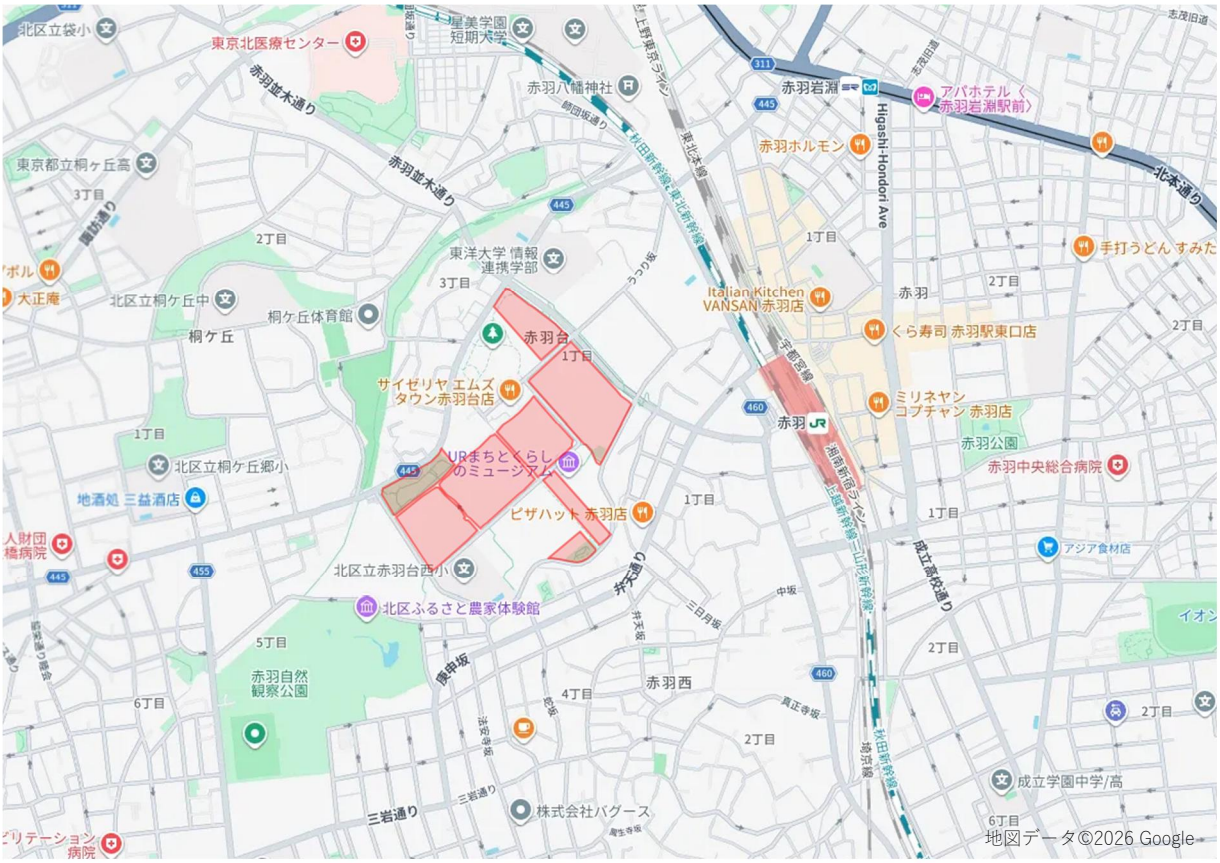
北区立袋小
東京北医療センター
星美学園短期大学
赤羽八幡神社
赤羽岩淵
アパホテル〈赤羽岩淵駅前〉
赤羽ホルモン
Higashi-Hondori Ave
北本通り
東京都立桐ヶ丘高
赤羽並木通り
3丁目
2丁目
1丁目
東洋大学 情報連携学部
手打うどん すみた
大正庵
北区立桐ケ丘中
桐ケ丘体育館
桐ケ丘
赤羽台
Italian Kitchen VANSAN 赤羽店
赤羽
くら寿司 赤羽駅東口店
サイゼリヤ エムズタウン赤羽台店
ミリネヤン コプチャン 赤羽店
赤羽公園
赤羽中央総合病院
北区立桐ケ丘郷小
地酒処 三益酒店
URまちとくらしのミュージアム
ピザハット 赤羽店
アジア食材店
北区立赤羽台西小
北区ふるさと農家体験館
赤羽自然観察公園
赤羽西
成立学園中学/高
株式会社バグース
三岩通り
地図データ©2026 Google

別図２

○配置図

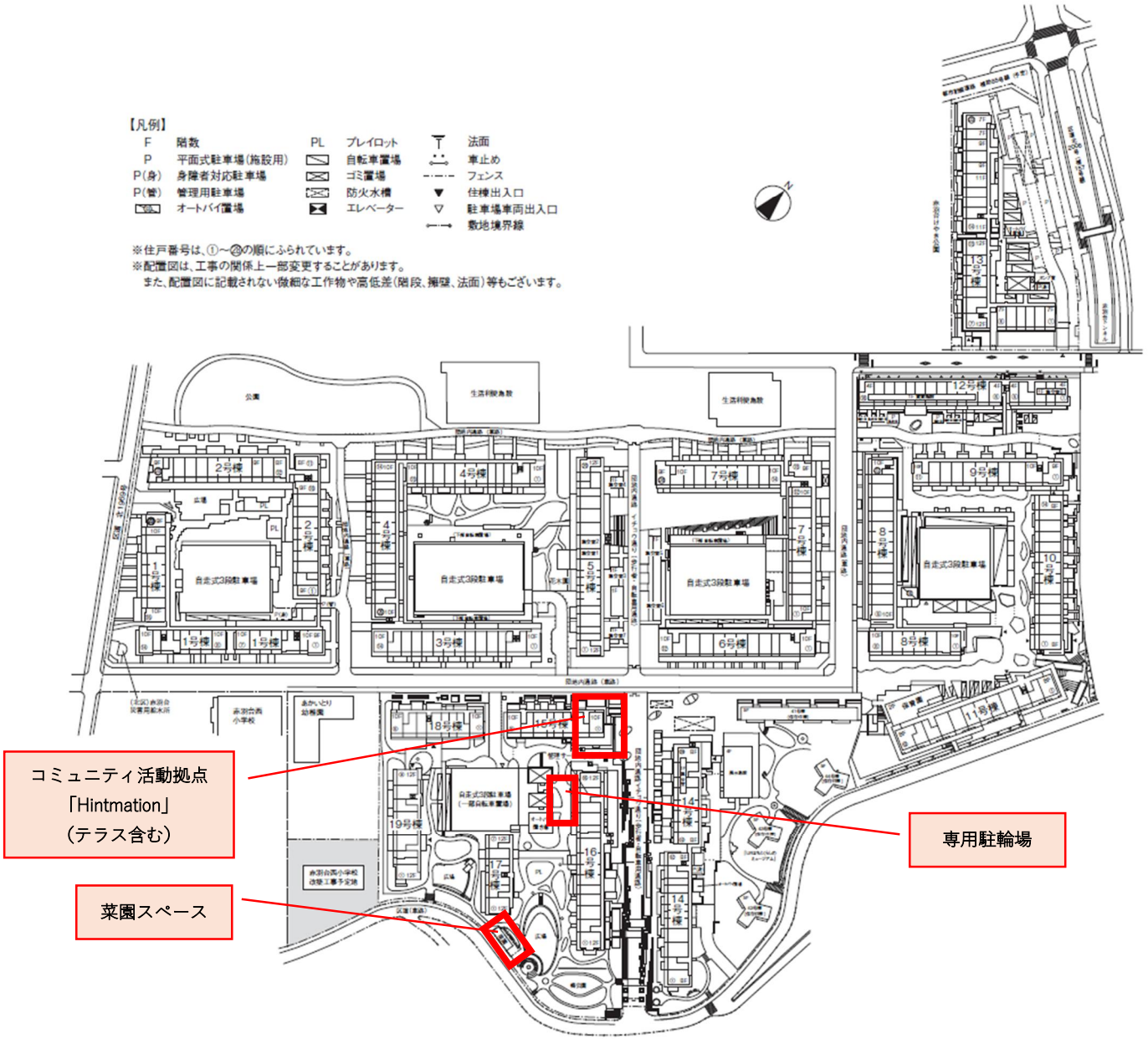
【凡例】
F 階数
P 平面式駐車場(施設用)
P(身) 身障者対応駐車場
P(管) 管理用駐車場
オートバイ置場
PL プレイロット
自転車置場
ゴミ置場
防火水槽
エレベーター
法面
車止め
フェンス
住棟出入口
駐車場車両出入口
敷地境界線
※住戸番号は、①～㉘の順にふられています。
※配置図は、工事の関係上一部変更することがあります。
また、配置図に記載されない微細な工作物や高低差(階段、擁壁、法面)等もございます。
公園
生活利便施設
生活利便施設
1号棟
2号棟
3号棟
4号棟
5号棟
6号棟
7号棟
8号棟
9号棟
10号棟
11号棟
12号棟
13号棟
14号棟
15号棟
16号棟
17号棟
18号棟
19号棟
自走式3段駐車場
自走式3段駐車場
自走式3段駐車場
自走式3段駐車場
自走式3段駐車場(一部自転車置場)
防火水槽
防火水槽
防火水槽

別図３

【Hintmation】

○平面図

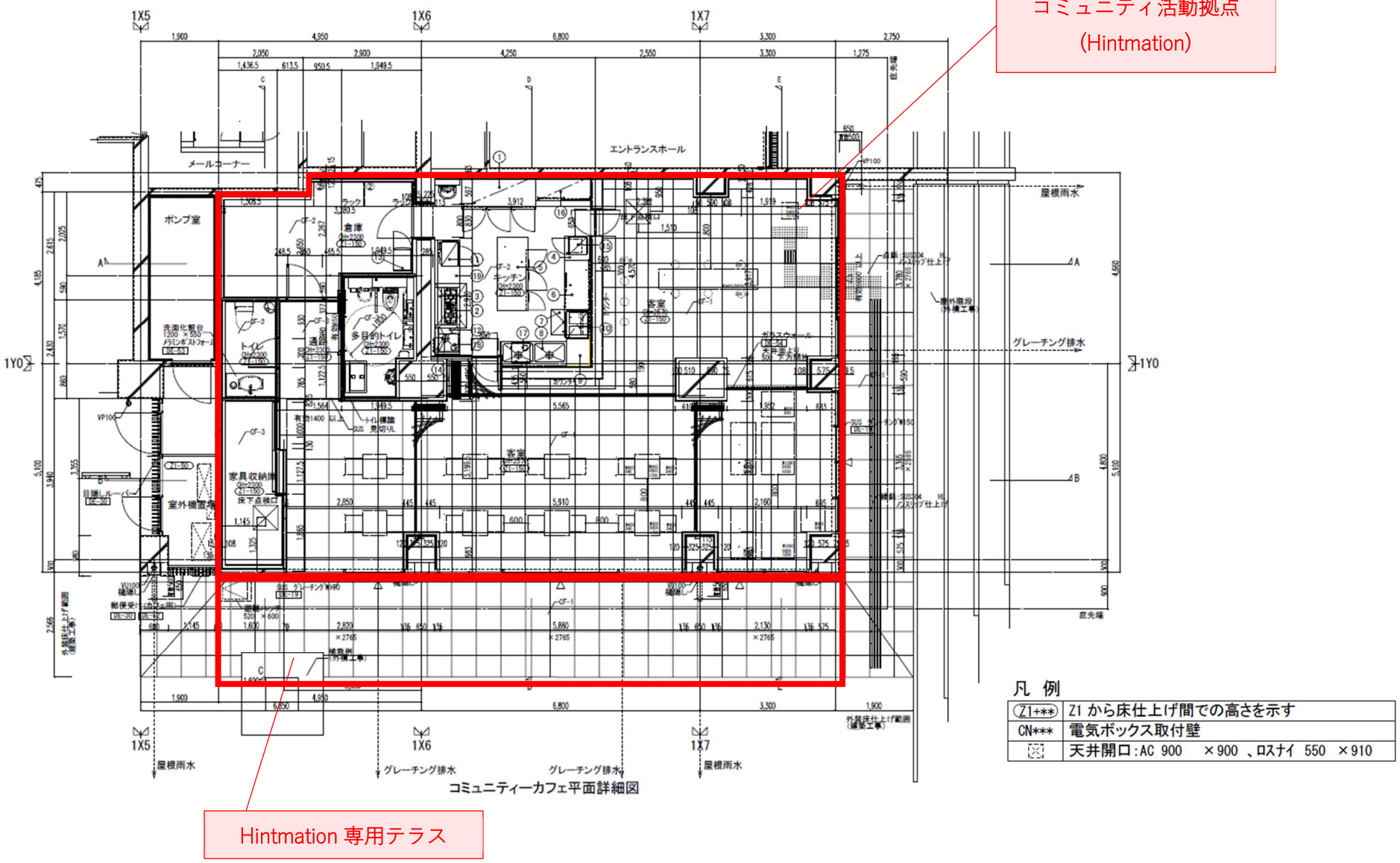

コミュニティーカフェ平面詳細図

別図３

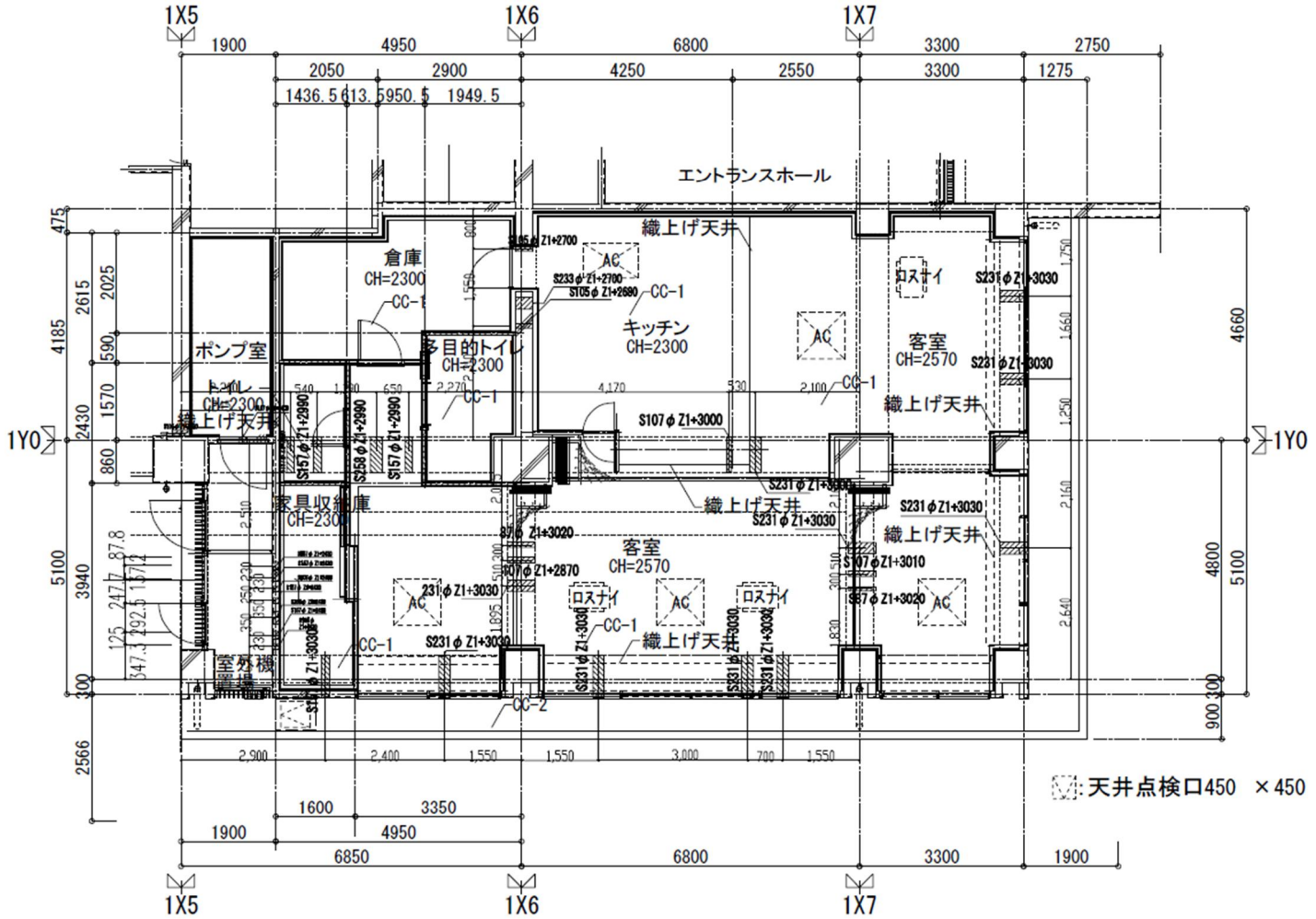
1X5
1X6
1X7
1Y0
エントランスホール
織上げ天井
倉庫
CH=2300
CC-1
ポンプ室
多目的トイレ
CH=2300
トイレ
CH=2300
キッチン
CH=2300
客室
CH=2570
ロスナイ
AC
家具収納庫
CH=230
室外機
CC-2
S231φZ1+3030
S107φZ1+3000
S107φZ1+3010
S87φZ1+3020
S87φZ1+2870
S231φZ1+3030
S105φZ1+2700
S233φZ1+2700
ST05φZ1+2690
S157φZ1+2990
S158φZ1+2990
S157φZ1+2990
S231φZ1+3030
S231φZ1+3030
S231φZ1+3030

別図３

○立面図

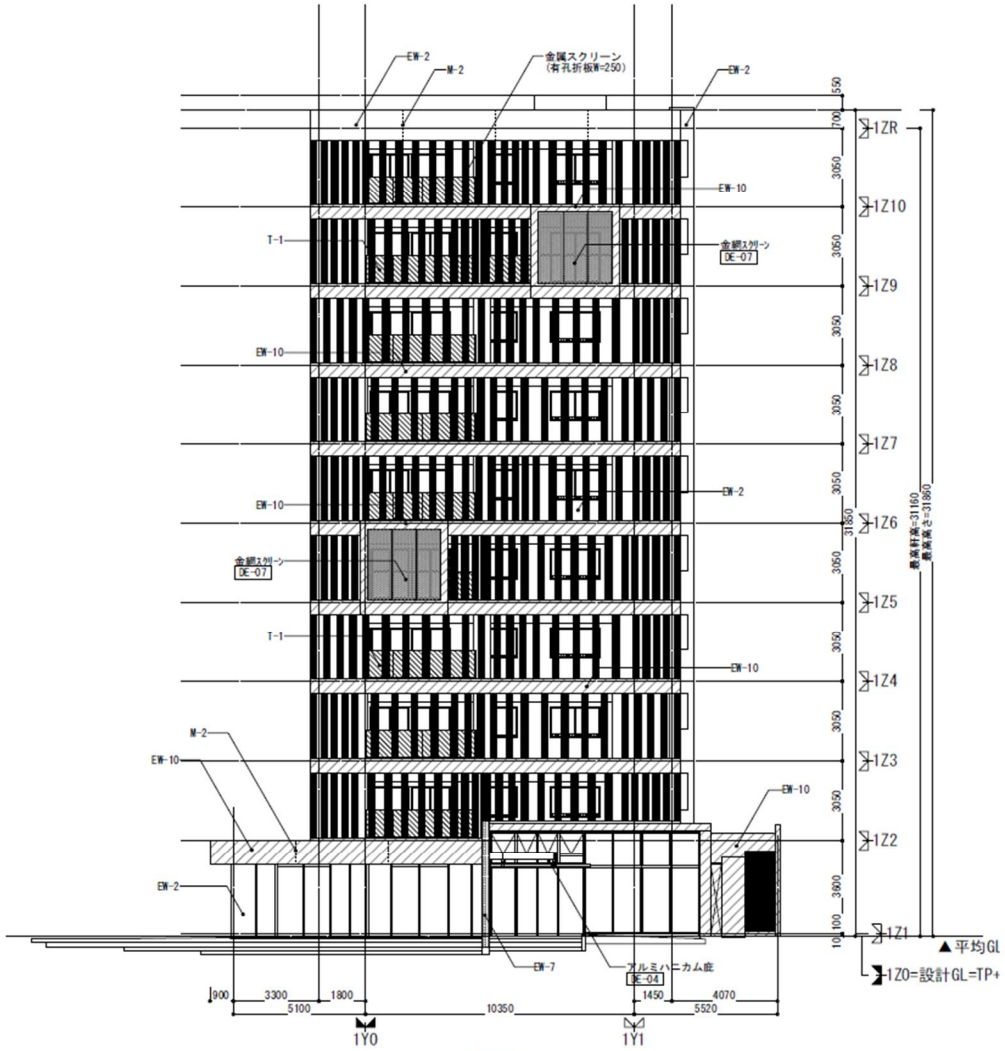

北東立面

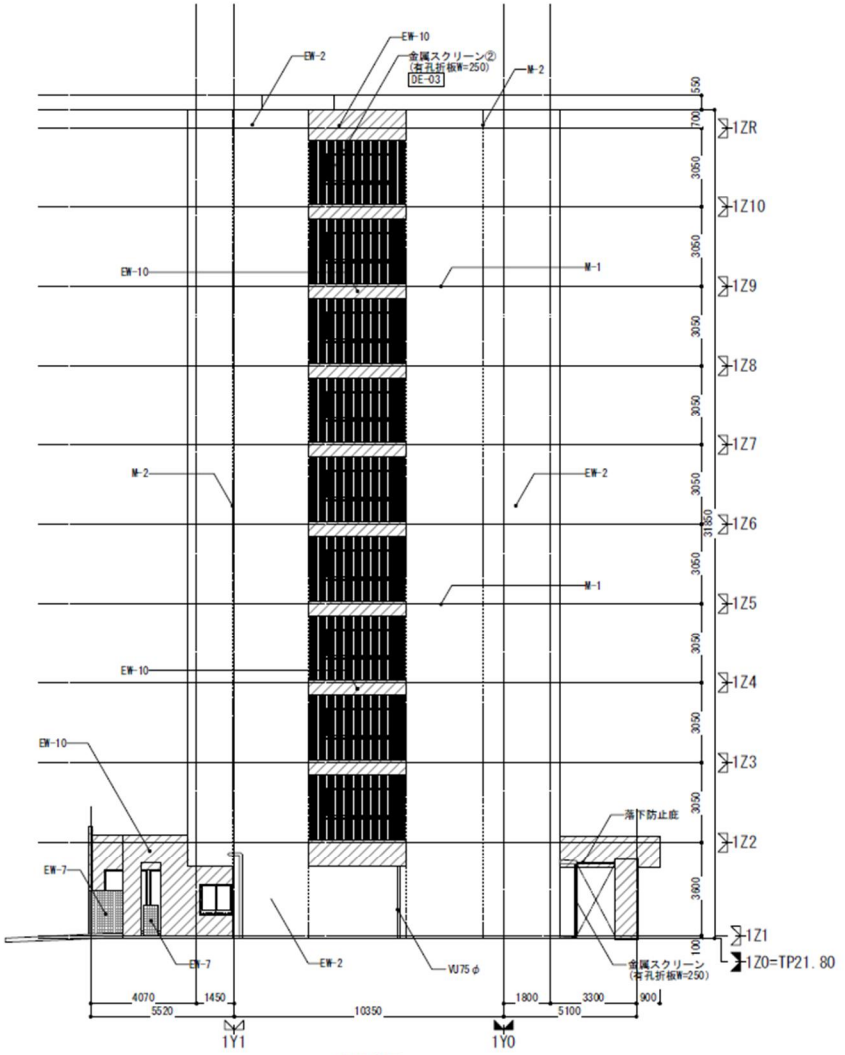

南西立面

記号	仕上げ	記号	仕上げ	記号	仕上げ
EW-1	複層塗材Si	M-1	打継目地	T-1	ガラスパネルアルミ手摺
EW-2	複層塗材E	M-2	誘発目地	T-2	アルミ竪格子手摺
EW-7	RC打放し低汚染型フッ素樹脂ｸﾘｱｰ塗料	M-3	化粧目地	T-3	コンクリート手摺（AE-401）
EW-10	超低汚染艶消し塗材	M-4	耐震スリット	VU	竪樋：VU100φ、VU75φ
				AL	竪樋：AL100φ（ﾊﾞﾝﾄﾞﾚｽ）

図柄表示					
ガラス ｸﾞﾚｰ透明	ガラス 乳半透明	ガラス 薄い乳半透明	ガラス ﾌﾞﾙｰｸﾞﾘｰﾝ透明	EW-7	EW-10

別図３

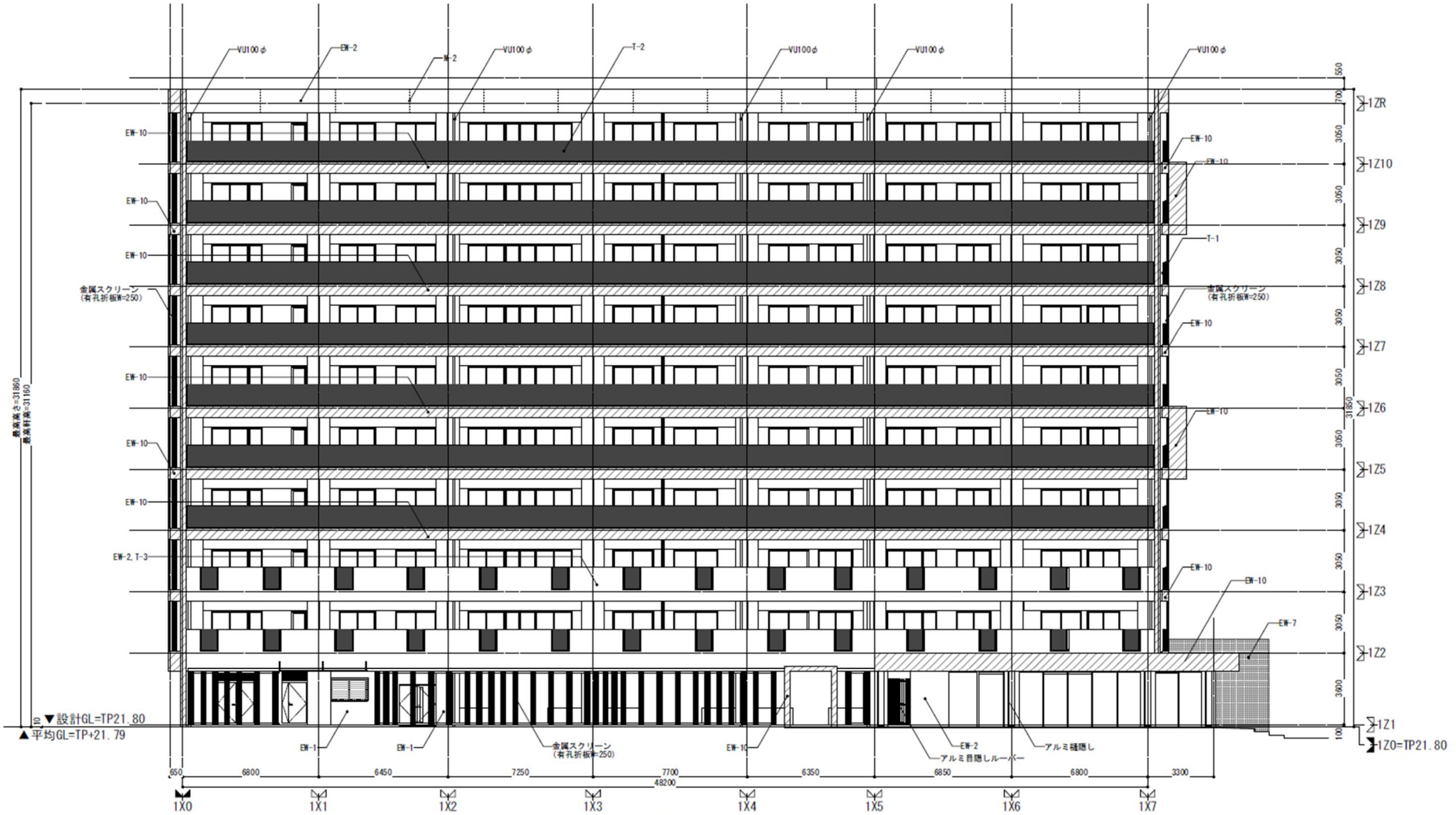

南東立面

記号	仕上げ	記号	仕上げ	記号	仕上げ
EW-1	複層塗材Si	M-1	打継目地	T-1	ガラスパネルアルミ手摺
EW-2	複層塗材E	M-2	誘発目地	T-2	アルミ竪格子手摺
EW-7	RC打放し低汚染型フッ素樹脂ｸﾘｱｰ塗料	M-3	化粧目地	T-3	コンクリート手摺（AE-401）
EW-10	超低汚染艶消し塗材	M-4	耐震スリット	VU	竪樋：VU100φ、VU75φ
				AL	竪樋：AL100φ（ﾊﾞﾝﾄﾞﾚｽ）

図柄表示

ガラス ｸﾞﾚｰ透明	ガラス 乳半透明	ガラス 薄い乳半透明	ガラス ﾌﾞﾙｰｸﾞﾘｰﾝ透明	EW-10	EW-7

別図３

○断面図

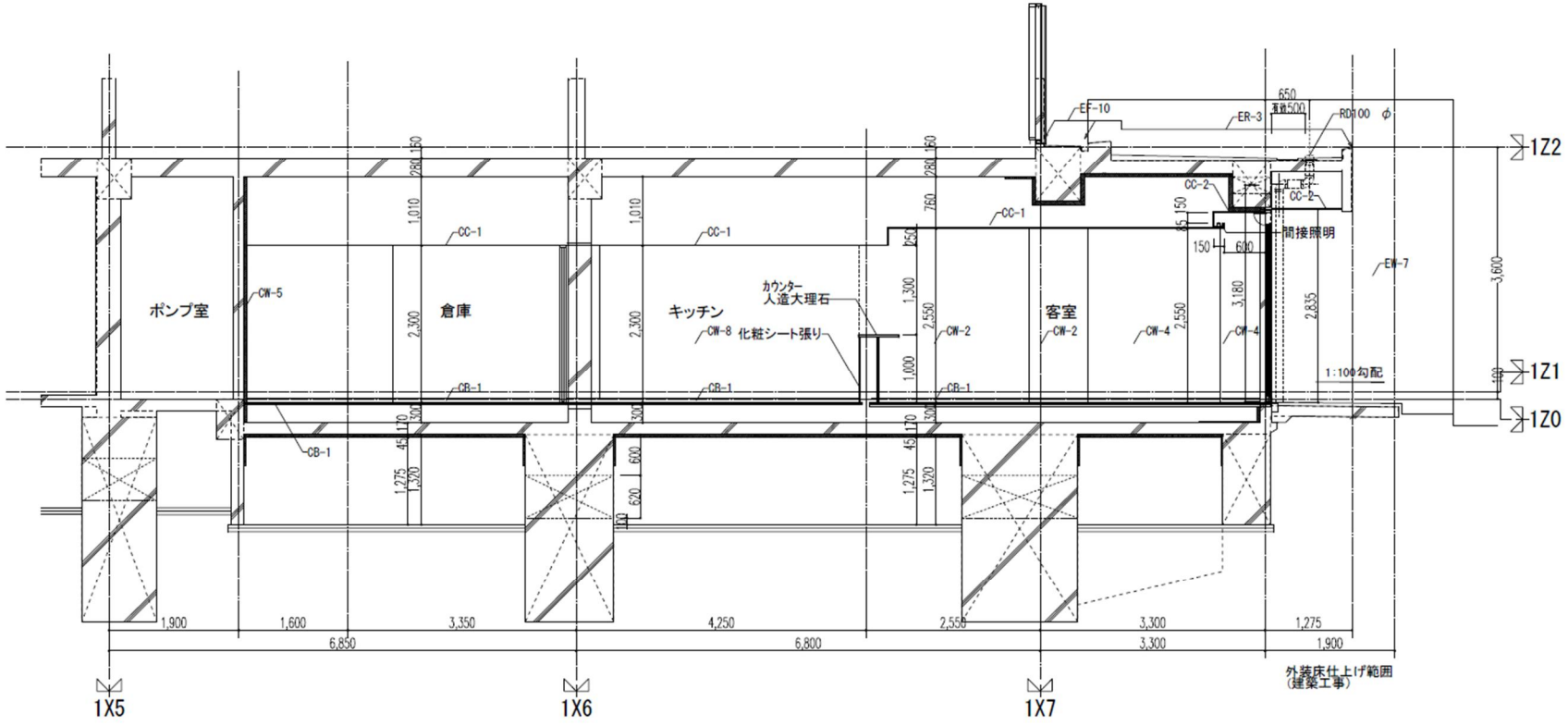

A 断面・展開詳細図

別図３

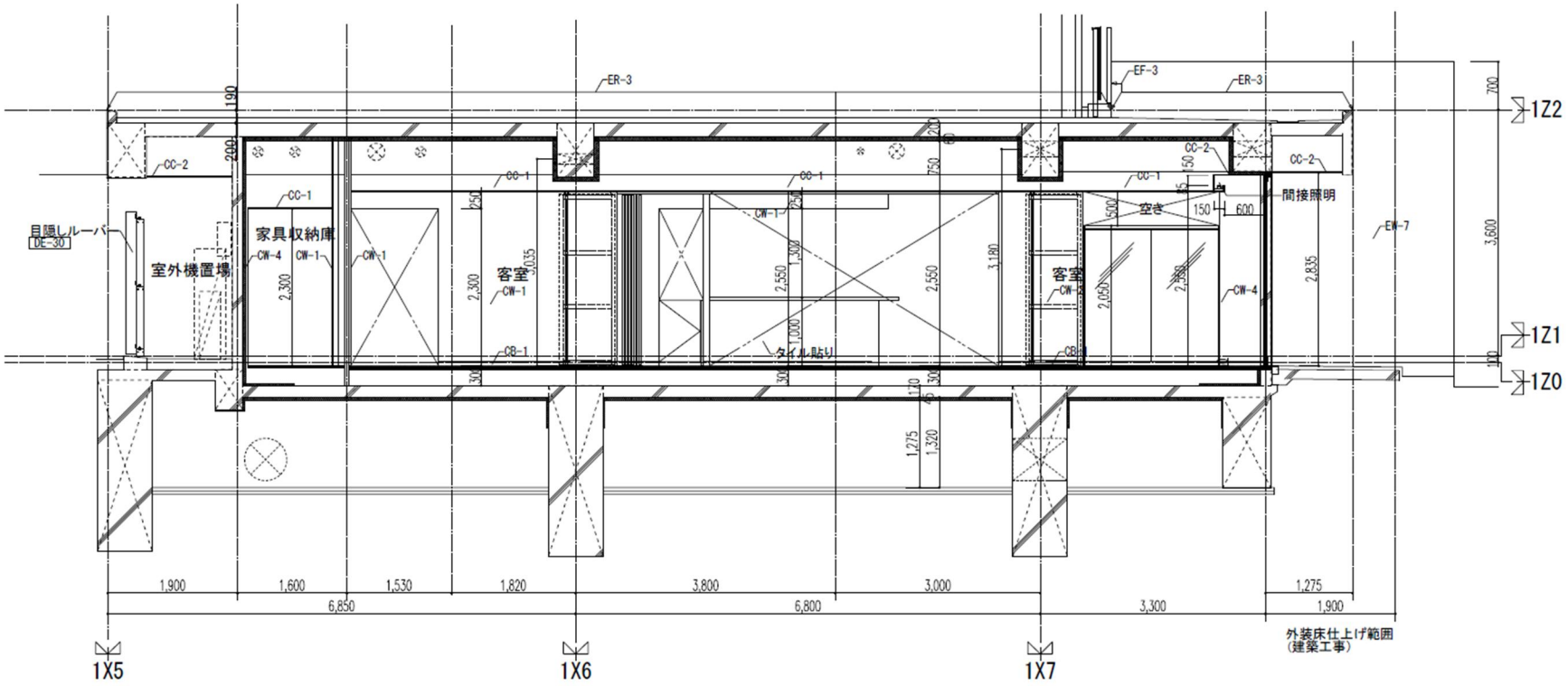

B 断面・展開詳細図

別図３

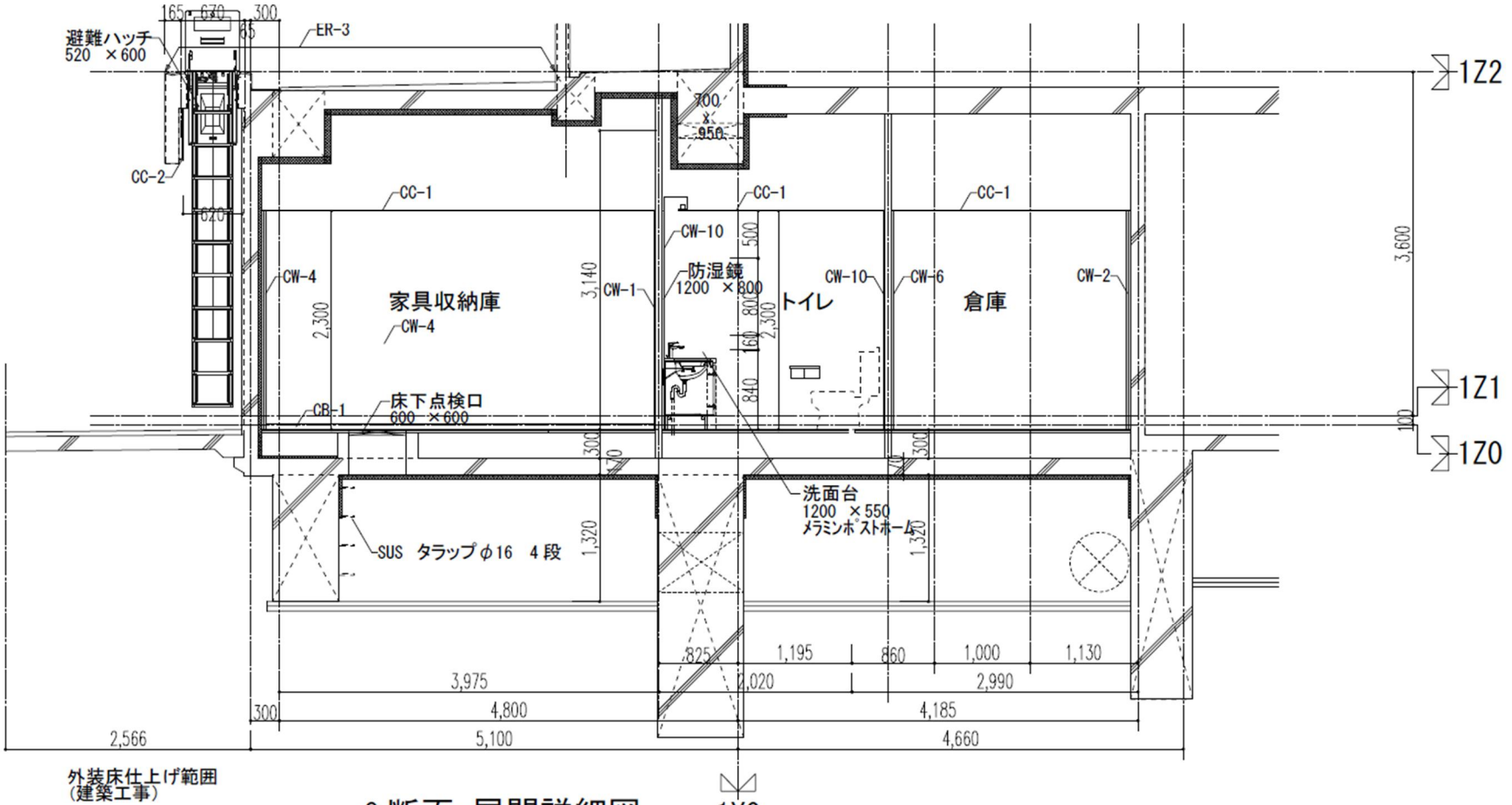

C 断面・展開詳細図

別図３

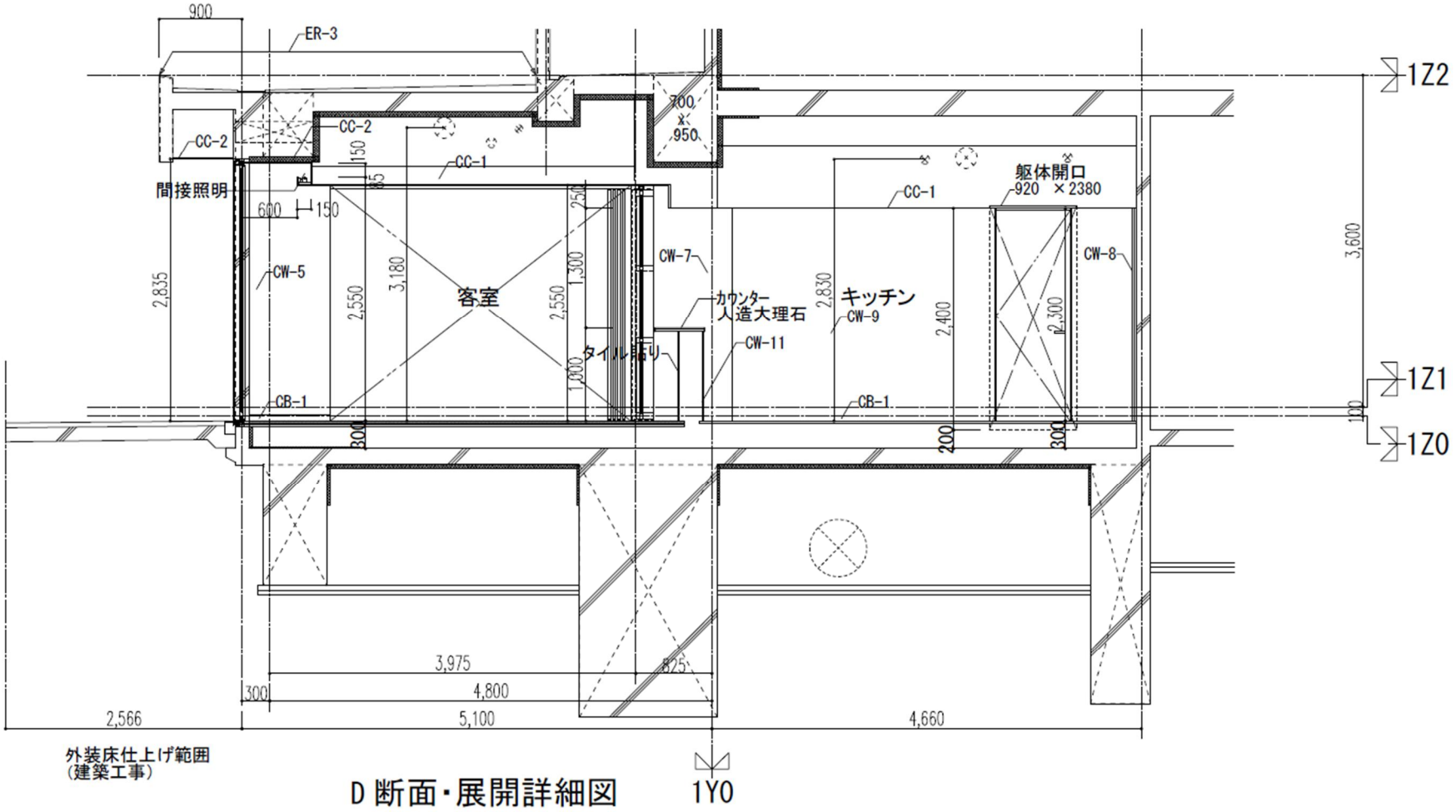

D 断面・展開詳細図

別図３

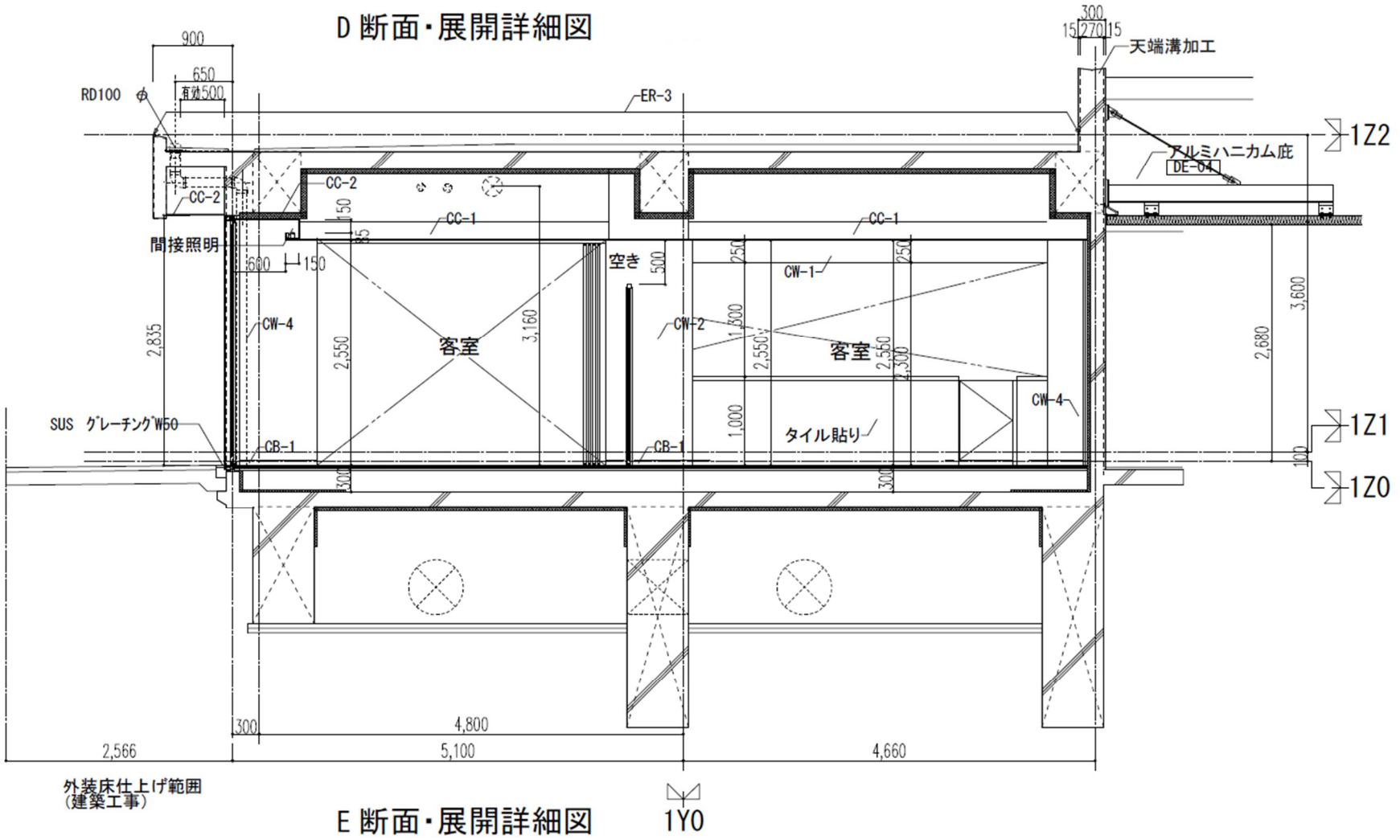
D 断面・展開詳細図
900
650
有効500
RD100 φ
ER-3
300
15
270
15
天端溝加工
1Z2
アルミハニカム庇
DE-04
CC-2
CC-2
CC-1
CC-1
間接照明
660
150
空き
500
250
250
CW-1
CW-4
CW-2
客室
客室
2,835
2,550
3,160
1,800
2,550
2,550
2,300
2,680
3,600
SUS グレーチング W50
CB-1
CB-1
1,000
タイル貼り
CW-4
1Z1
1Z0
300
300
100
300
4,800
2,566
5,100
4,660
外装床仕上げ範囲
（建築工事）
E 断面・展開詳細図
1Y0

別図３

【菜園スペース】

○平面図

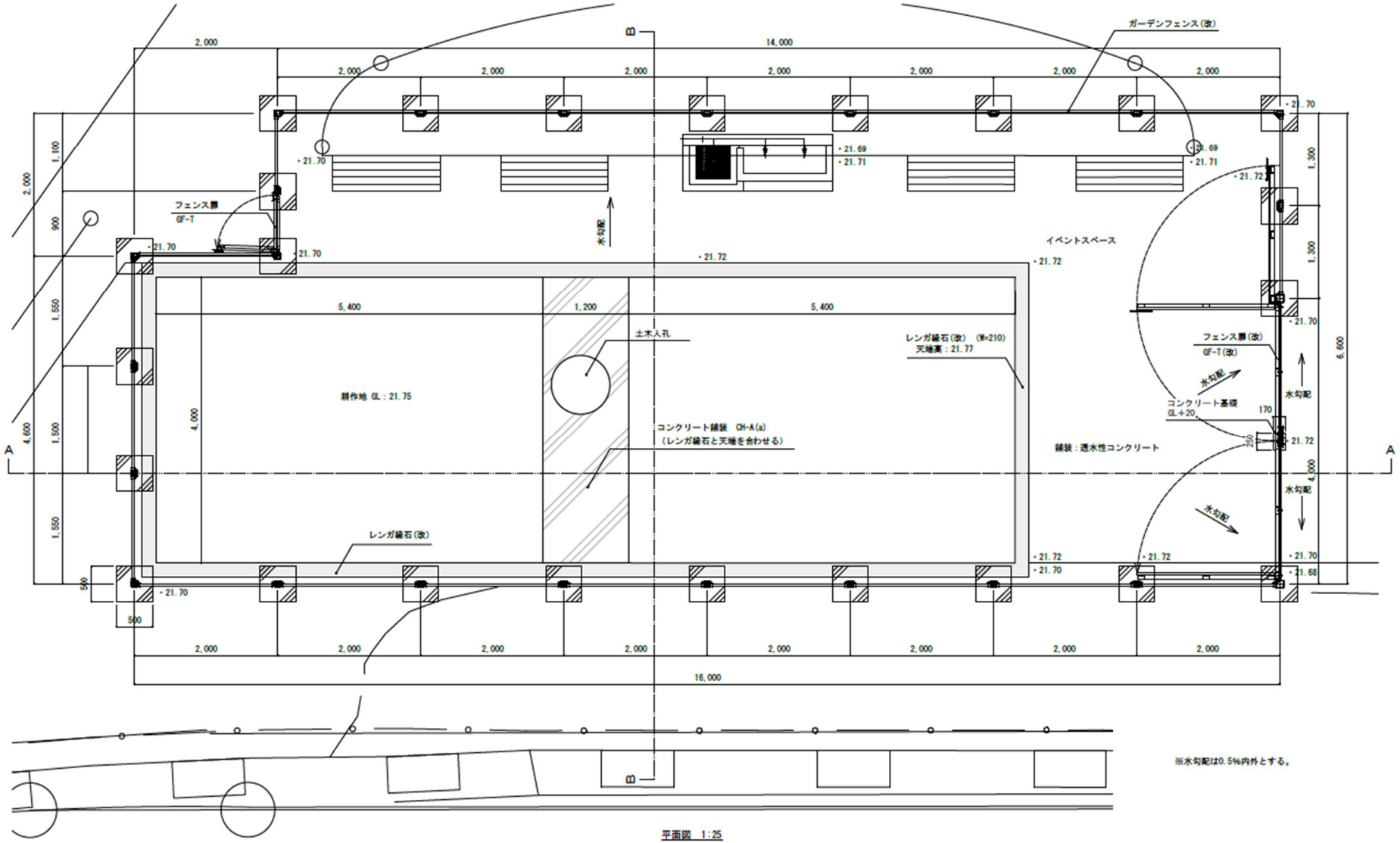

平面図 1:25

別紙

令和　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部
本部長　井添　清治　殿

（住所）
（会社名）
（代表者名）　　実印

秘密保持に関する確約書

当社は、ヌーヴェル赤羽台コミュニティ活動拠点「Hintmation」借受人及び運営者公募（以下「本件公募」という。）を目的として、貴機構から開示を受ける情報の取扱いについて、以下の各条項の定めに従うことを確約します。

（秘密情報）

第１条　この確約書（以下「確約書」という。）における秘密情報とは、本件検討に関し貴機構から開示される資料、図面、データその他の情報及び閲覧資料及びその他をいいます。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、確約書における秘密情報に該当しないものとします。

一　貴機構から開示を受けた時点で既に公知であった情報又は既に当社が保有していた情報

二　貴機構から開示を受けた後、当社の責によらず公知となった情報

三　当社が秘密保持義務を負うことなく、正当な権利を有する第三者から合法的に入手した情報

四　貴機構からの開示によらず、当社が独自に開発した情報

３　当社は、確約書の存在及びその内容並びに貴機構から秘密情報の開示を受けて本件検討を行っている事実についても、秘密情報に準じて取り扱うこととし、確約書に記載の各条項に従います。

（目的外利用の禁止）

第２条　当社は、秘密情報を本件検討以外の目的に一切利用しません。

（秘密保持義務）

第３条　当社は、秘密情報を善良な管理者の注意義務をもって管理します。

２　当社は、貴機構の事前の書面による承諾なくして、秘密情報を如何なる第三者に対しても開示又は漏出せず、その秘密を保持します。この場合において、貴機構の事前の書面による承諾を得て、秘密情報を第三者に開示するときは、当社は被開示者となる第三者に対して、当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせます。

３　前項の規定により、当社が秘密情報を第三者に開示するときは、当社は、第三者が秘密保持義務に違反しないように必要かつ適切な監督をします。

４　第２項の規定にかかわらず、当社は、自社の取締役、監査役、執行役員及び従業員並びに顧問契約を締結している弁護士、公認会計士、税理士その他法定の守秘義務を負担する専門家に対し

て、本件検討に必要最小限度の範囲内で秘密情報を開示できるものとします。この場合において、当社はこれらの者に対して、当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせます。

5　第２項の規定にかかわらず、当社は、裁判所その他の公的機関から法令に基づき開示を命じられた場合又は照会を受け、当該命令又は照会に応じる場合は、開示する秘密情報の内容及び範囲を貴機構に事前に通知の上、最低限の範囲で実施します。

6　当社は、秘密情報の管理状況について、貴機構から確認又は調査を求められたときには、これに協力します。

（秘密情報の返還等）

第４条　当社は、第６条に定める確約書の有効期間の終期が到来した場合、又は貴機構から秘密情報及びその複製物を返還若しくは破棄するよう求められた場合は、秘密情報について、貴機構の指示に従い、直ちに貴機構に返還し、又は当社自らの責任において破棄します。この場合において、当社自ら破棄したときは、速やかにその旨を書面にて貴機構に通知します。

2　前項の規定にかかわらず、当社は会計上の証拠書類としての保管等、内部管理目的のために秘密情報を返還又は破棄できない場合は、貴機構の書面による承諾を得た上で、確約書の定める各条項に従い、引き続き秘密情報を保持することができるものとします。

（事故時の対応）

第５条　当社は、秘密情報につき、漏出、紛失、盗難、押収等の事故（以下「本件事故」という。）が発生した場合又は発生のおそれがあると認識した場合は、適切な措置を執るとともに直ちにその旨を貴機構に連絡し、貴機構の指示に従います。

2　本件事故が発生し、これによって貴機構に損害（第三者から請求された損害、当社が予見すべき特別事情による損害及び弁護士費用を含む。以下同じ。）が生じたときは、当社は、これを負担します。

（確約書の有効期間）

第６条　確約書の有効期間は、確約書の差入日から別途締結する本件公募に係る使用貸借契約及びに協定の期限が終了するまでとします。ただし、第４条を除く規定については、確約書の有効期間終了後も５年間有効に存続するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、第４条第２項の規定に基づき貴機構の承諾を得た上で、秘密情報を保持する場合は、当該情報を返還又は破棄するまでの間を確約書の有効期間とします。

（損害賠償）

第７条　当社は、確約書に定める各条項に違反し、貴機構に対して損害を及ぼした場合はその損害を賠償します。

（反社会的勢力の排除）

第８条　当社は貴機構に対し、その役職員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同法第２条第６号に規定

別紙

する暴力団員をいう。)、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）でないことを確約します。

2　当社は貴機構に対し、反社会的勢力と以下の各号のいずれかに該当する関係を有しないことを確約します。

一　反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

二　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。

三　反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与をしていると認められる関係を有すること。

四　反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

3　当社は貴機構に対し、自ら又は第三者を利用して以下の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。

一　脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

二　偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

4　当社が反社会的勢力若しくは第２項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第１項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、直ちに本件検討を中止し、第４条の規定に従い秘密情報を返還又は破棄します。

5　前項の場合、当社は秘密情報を本件検討を含むあらゆる目的で利用しません。

6　前５項の規定の適用により当社に損害又は損失が生じたとしても、貴機構は何らの責任を負わないものとし、前５項の規定の適用によって貴機構に損害又は損失が生じた場合には、当社はこれを賠償する責を負うものとします。

（権利譲渡の禁止）

第９条　当社は、確約書上の地位並びに確約書に基づく権利又は義務の全部若しくは一部を貴機構の事前の書面による同意なしに第三者に譲渡しません。

（管轄裁判所）

第 10 条　当社は、確約書に関する紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

以　上